

平成27年3月20日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年1月分)について

平成27年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年1月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、1月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた337件（市区町村において発生した5件、委託業者等が発生させた22件を含む。）のうち、公表可能な265件（システム事故6件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

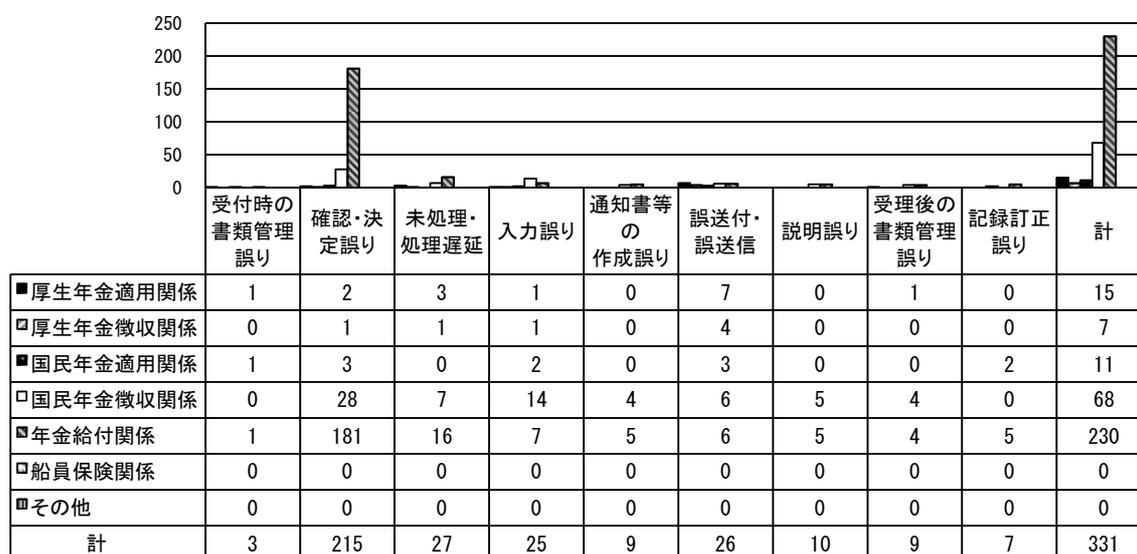
事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

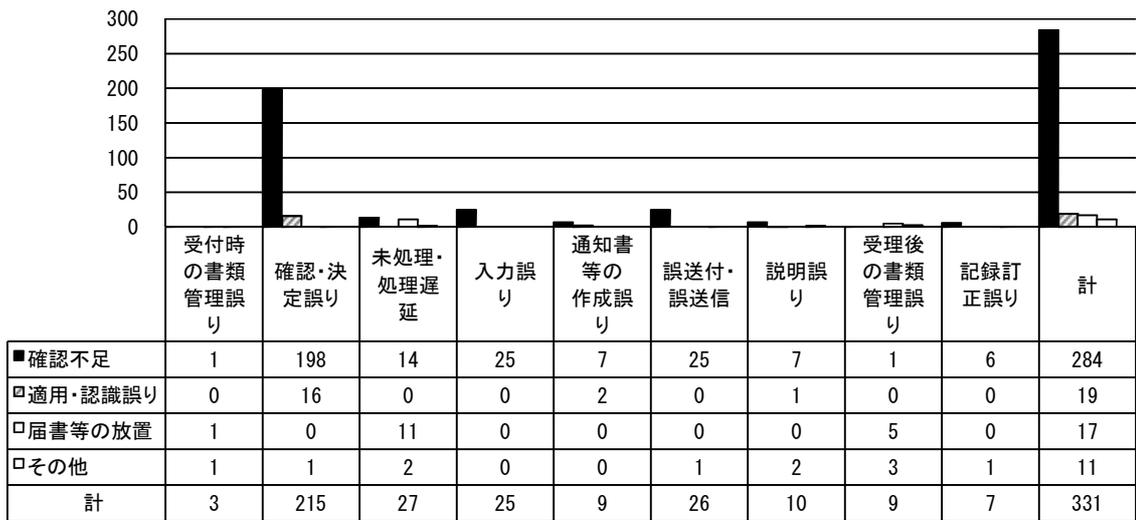
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生	---	---	---	---	---	50(18)	50(18)
平成25年度発生	---	---	---	---	26(2)	37(5)	63(7)
平成24年度発生	---	---	---	2	5(1)	4	11(1)
平成23年度発生	---	---	1	2	1	0(1)	4(1)
平成22年度発生	---	0	0	0	3	2	5
平成21年度以前発生							
（機構発足後）	0	0	1	0	1	0	2
（社会保険庁時代）	0	0	1	13	67	88	169
計	0	0	3	17	103(3)	181(24)	304(27)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

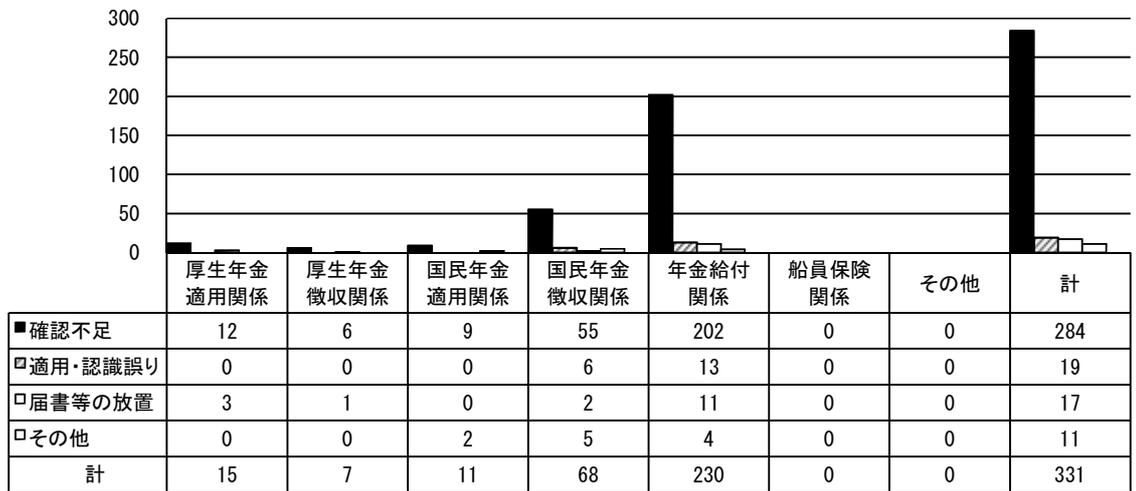
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



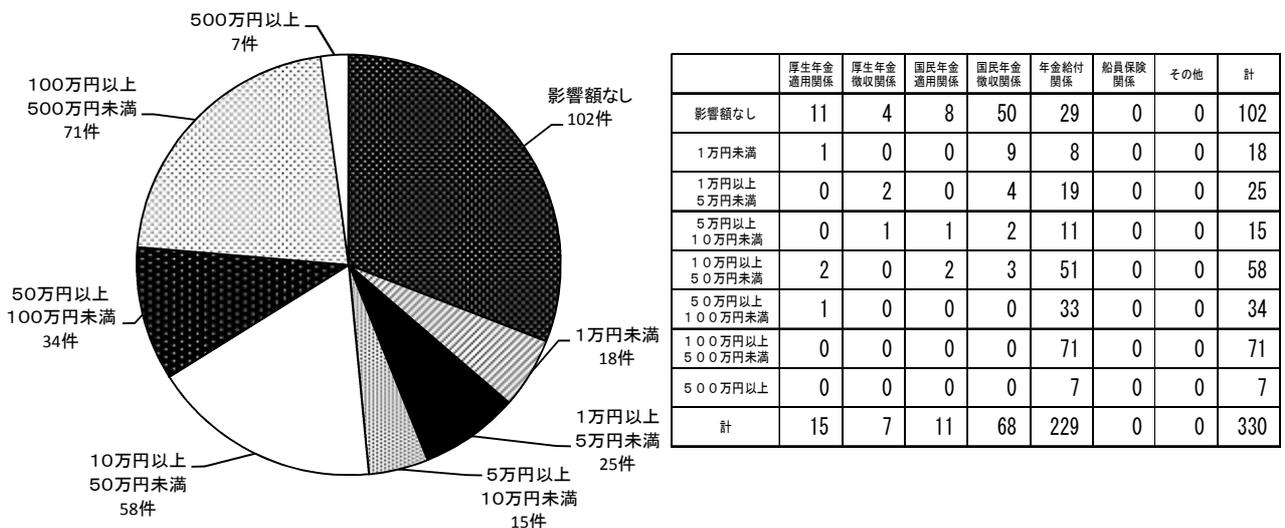
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

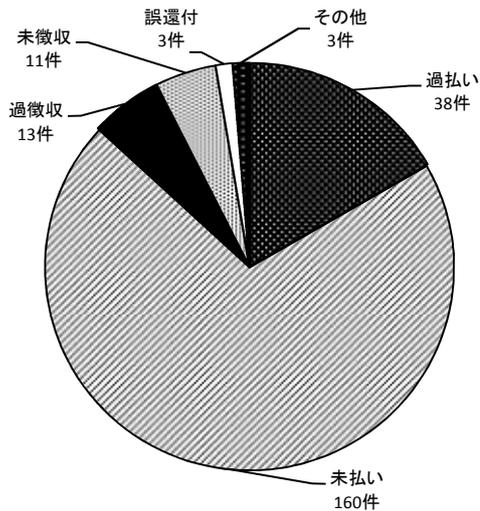


5 影響額別内訳



(注) 影響金額が「整理中」である1件を除く。

6 事象別内訳



事象	合計金額	平均金額
過払い	33,599,420	884,195
未払い	274,534,116	1,715,838
過徴収	1,125,619	86,586
未徴収	1,125,331	102,302
誤還付	463,514	154,504
その他	2,227,533	742,511
計	313,075,533	1,373,138

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と過徴収がある件	1件	224,880
過払いと未払いがある件	2件	2,002,653

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	222件	67.1%
外部	109件	32.9%
計	331件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2013年1月22日	農林共済年金の移管にかかる平成24年分年次源泉徴収票の通知誤り	2名	—	0
2013年1月10日	農林共済年金の移管にかかる平成24年分年次源泉徴収票の通知誤り	25名	—	0
2010年1月4日	過年分源泉徴収票の通知誤り	10名	—	0
2010年10月1日	過年分源泉徴収票の通知誤り	1名	—	0
2013年11月5日	ねんきん定期便の出力不具合	75名	—	0
2013年7月30日	電子申請システムに係る電子公文書エラー	33名	—	0

(注) システム事故の詳細は、別添「日本年金機構の平成27年1月分のシステム事故一覧」を参照して下さい。

○日本年金機構の平成27年1月分の事務処理誤り一覧(1～31ページ)

- | | | | | |
|-------------------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～14 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 3P | 整理番号 | 15～17 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 4P | 整理番号 | 18～28 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 6P | 整理番号 | 29～88 |
| 5. 年金給付関係 | | 18P | 整理番号 | 89～258 |
| 6. 事務処理遅延等のブロック本部における公表 | | 31P | 整理番号 | 259 |

○日本年金機構の平成27年1月分のシステム事故一覧(32ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
1	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2014年 8月29日	2014年 9月1日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届が提出済みであるにもかかわらず、算定基礎届を提出するよう催告状を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、算定基礎届催告状を送付する際は、提出済みの事業所が含まれていないかを複数名で画面記録と確認することを徹底するよう周知しました。	415 事業所	—	0
2	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2011年 12月7日	2012年 2月3日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の総括票の総支給額と賞与支給額が一桁相違しているにもかかわらず事業所への確認を怠ったため、賞与支払額を誤って入力し納入告知していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びをしたところ、事業所が記載を誤っていたこともあり了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収となった保険料については還付しました。 ●担当部署の朝礼において、賞与支払届の総括票の総支給額と賞与支給額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	542,503
3	厚生年金適用関係 届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	横須賀	2014年 7月11日	2014年 7月14日	○事業所から他社の届書の写しが送付されてきたと問合せがあり、算定基礎届写しの送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した算定基礎届写しを回収し、本来送付する事業所あてに送付しました。 ●担当部署において、封筒の開封時にクリップが外れて他の事業所の届書に混入したものと思われることから、封筒の開封時には外れにくいクリップを使用すること、封入封緘時にダブルチェックを励行するよう徹底しました。	1事業所 2名	—	0
4			北海道	事務センター	2014年 8月20日	2014年 8月21日	○事業所から他社の通知書が送付されてきたと問合せがあり、標準報酬決定通知書の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付する事業所あてに送付、手交しました。 ●委託業者に対して、文書を送付する際は、ホチキス止め、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう指導しました。	1事業所 4名	—	0
5			東京	事務センター	2014年 8月19日	2014年 8月25日		2事業所	—	0
6			和歌山	事務センター	2014年 6月9日	2014年 6月10日	○事業所から他社の届出用紙が送付されてきたと問合せがあり、厚生年金保険被用者一覧表の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した被用者一覧表を回収し、本来送付する事業所に手交しました。	2事業所 1名	—	0
7			香川	事務センター	2014年 6月13日	2014年 7月4日	●委託業者に対して、文書を送付する際は、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう指導しました。	1事業所 2名	—	0
8			東京	武蔵野	2014年 4月25日	2014年 5月13日	○事業所から他社の届書の写しが送付されてきたと問合せがあり、育児休業等取得者申出書写しの送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所あてに手交しました。 ●担当部署において、郵便物の開封時に届書及び返送用封筒をクリアファイルに仕分けること、また、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
9	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川県	高津	2014年 4月6日	2014年 4月7日	○事業所から他社の通知書が送付されてきたと問合せがあり、健康保険適用除外承認通知書の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所あてに送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに健康保険適用除外承認通知書を送付する際は、送付の二次チェック者まで、1枚目を剥がさずに、封入封緘することを徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0
10	厚生年金適用関係届書等の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	北海道	新さっぽろ	2013年 6月28日	2013年 7月18日	○職員が共有パソコンの机と机の間に挟まっていた未開封の封筒を発見、その中から資格取得届、資格喪失届、健康保険被保険者証、年金手帳再交付申請書及び健康保険被保険者証回収不能・滅失届が発見されました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行い、通知書等を送付しました。 ●届書書類の作業机を増設し、書類落下防止のため作業机の間はテープを貼り、合わせて作業機のきれい化と引出し等の点検及び届出書類等の管理の徹底を周知しました。	2事業所 8名	—	0
11		未処理・処理遅延	愛知	事務センター	2014年 8月12日	2014年 8月21日	○事業所から納入告知書について問合せがあり確認したところ、書類不備により速やかに返戻すべきところ返戻が遅れたことにより、保険料計算処理に間合わず、月額変更届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●月額変更届の処理を行い、保険料の増額処理を行い訂正した納付書を送付しました。 ●担当部署の班長会議において、定期的に未完結を抽出して班長が各担当に審査内容を確認するよう周知しました。	1事業所 32名	未徴収	410,306
12			大阪	枚方	2014年 7月7日	2014年 8月18日	○事業所から届書の処理状況について問合せがあり確認したところ、資格取得届、資格喪失届の入力漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行い、保険料の差額分について減額調整しました。 ●開封後の封筒の3辺を開けて確認すること、「郵便物開封時の確認票」の作成、開封時の複数職員の確認徹底するよう周知しました。	1事業所 5名	過徴収	269,412
13			神奈川県	厚木	2014年 7月7日	2014年 8月18日	○社会保険労務士から届書の処理状況について問合せがあり、書類不備による確認作業を行わずに保留としていたため、資格取得届、健康保険被扶養者(異動)届が処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行い決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムに確実に入力することと机上で複数の作業を行わないことを徹底しました。	1事業所 2名	—	0
14		受理後の書類管理誤り	宮城県	仙台北	2014年 7月4日	2014年 8月26日	○事業所から届書の処理状況について問合せがあり、資格喪失届が紛失していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失届の入力を行い、資格喪失確認通知書を送付しました。 ●担当部署の朝礼において、受付した書類は管理マニュアルに沿ってボックス管理を徹底すること、シュレッターによる廃棄は1日分を課内でまとめ、翌営業日に内容確認後に廃棄するよう徹底しました。	1事業所 1名	—	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
15	厚生年金徴収関係 通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	大阪	守口	2014年 4月21日	2014年 4月22日	○事業所から問合せがあり、通知書を重ねて封入・封緘したため、保険料納入告知額・領収済通知書の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所に手交しました。 ●担当部署において、通知書を送付する際は、窓空き封筒を使用すること、封入前に事業所名を確認しホッチキス止めを行い、封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0
16			滋賀	事務センター	2014年 8月20日	2014年 8月21日	○事業所から問合せがあり、保険料納入告知書・領収済通知書の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所にお詫びの文書と通知書を送付しました。 ●委託業者に対して、文書を送付する際は、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うなど再発防止策を徹底するよう指導しました。	2事業所	—	0
17			東京	渋谷	2014年 7月4日	2014年 7月7日	○事業所から問合せがあり、送付用ラベルの住所を誤ってパソコンで作成したため、保険料口座振替納付申出書(控)の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した口座振替納付申出書(控)を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●担当部署において、今後はオンラインシステムによりラベルを作成することに変更しました。	2事業所	—	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
18	国民年金第3号被保険者該当関係届の誤り	入力誤り	愛知	中村	2000年 12月27日	2014年 6月16日	<p>○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金の裁定請求の際に、配偶者が資格喪失した以降の記録について、本来国民年金第1号被保険者とすべきところを誤って国民年金第3号被保険者として入力し、納付済の保険料を還付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録訂正を行いました。</p> <p>●担当部署において、入力処理を行う際は、不整合が発生しないか配偶者の厚生年金記録を十分に確認し、複数人でチェックを行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	誤還付	332,500
19	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2009年 4月21日	2012年 12月6日	<p>○年金相談の際に、合算対象期間の確認を誤り、特例高齢任意加入被保険者の資格喪失予定年月日を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●収納記録の訂正を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、年金相談時に合算対象期間を含めて受給要件を確認する場合は、実期間との重複等の確認等を徹底することを周知しました。</p>	1名	—	0
20			宮城	石巻	2012年 12月10日	2013年 3月14日	<p>○事務センターにおいて、再裁定者リストを確認した際に、老齢基礎年金を繰上げて受給されていたにもかかわらず、誤って国民年金任意加入申出書、国民年金追納申出書、及び国民年金後納申出書を受理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●過徴収の保険料については還付処理を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、任意加入被保険者の資格取得申請書、追納申込書及び後納保険料申込書の受付時に繰上げ受給者であるかどうかの確認を徹底することを周知しました。</p>	1名	過徴収	135,780
21		入力誤り	千葉	木更津	2014年 2月21日	2014年 5月1日	<p>○機構本部から再裁定の届書が返戻され厚生年金加入期間が判明した際に、国民年金任意加入喪失予定年月日の訂正を誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●収納記録の訂正を行い、返納金納入告知書を送付しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、記録訂正の際の、確認を徹底することを周知しました。</p>	1名	誤還付	97,020
22	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2013年 9月9日	2014年 8月21日	<p>○お客様から納付書の住所に居住したことがないので確認してほしいと問合せがあり確認したところ、区役所職員が誤って同姓同名の別人の基礎年金番号を国民年金住所変更届に記載していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●記録を訂正しました。</p> <p>●区役所に対して、住所変更届の処理の際は、基礎年金番号、生年月日、性別、住所の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
23	基礎年金番号の登録誤り	記録訂正誤り	香川	善通寺	2007年 3月頃	2014年 12月4日	○お客様から年金記録の確認の際に、平成9年の基礎年金番号導入時に同姓同名同一生年月日の別人の記録を誤って統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録を訂正し年金手帳を交付しました。 ●担当部署において、記録突合時の本人確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	—	0
24			兵庫	加古川	2011年 12月5日	2012年 5月1日	○市役所から連絡があり年金記録を確認した際に、誤って別人の基礎年金番号に記録を統合したため、納付書が送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録を訂正しました。 ●担当部署において、記録統合の際は、本人記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
25	国民年金適用関係 通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	世田谷	2013年 6月14日	2013年 6月17日	○適用処理を行うため、区役所に住民基本台帳による住所確認を依頼した際に、区役所が誤って同姓同名の別人の住所を記載して回答したため、誤った適用通知を送付していたことが判明しました。 ●担当者が誤って送付した住所のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●住所が不明のため適用取消しを行いました。 ●区役所に対して、回答書の確認のダブルチェックを行うことを徹底するよう依頼しました。	1名	—	0
26			愛知	一宮	2014年 7月29日	2014年 7月31日	○お客様から連絡があり、資格取得届に添付されていた学生証の写しの返送誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した学生証写しを回収し、本来送付するお客様に手交しました。 ●担当部署において、すべての郵送物に番号印を押し担当課にて確認すること、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
27			福島	事務センター	2014年 8月4日	2014年 8月26日	○お客様から問合せがあり、20歳適用勸奨状を送付する際に、原発事故により避難先が不明なため、役場へ住所を確認したところ、同姓同名の別人の住所の提供があり、その結果誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した勸奨状を回収し、本来送付するお客様あてに勸奨状を送付しました。 ●担当部署において、生年月日など氏名以外の情報により照会するなどの確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
28	国民年金適用関係 届書等の処理漏れ	受付時の書類管理 誤り	岡山	倉敷東	2014年 7月10日	2014年 7月14日	○事務センターから連絡があり、健康保険被扶養者異動届と同時に提出された国民年金第3号被保険者資格取得届が事務センターに回付されず、紛失していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書を再度受理し、入力処理を行いました。 ●担当部署において、業務処理要領を各自再確認し、届書の管理を徹底することを周知しました。また、被扶養者異動届に国民年金第3号被保険者資格取得届が添付されている場合は、ゴム印(3号届同時受理)を赤で押印することとしました。	1事業所 1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
29	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2014年 6月2日	2014年 6月12日	<p>○お客様から問合せがあり、前納を希望していたにもかかわらず、誤って前納でない納付書を発行していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●記録訂正を行い、前納保険料との差額について還付したことを確認しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、納付書作成票の現年度一括の納付書を作成する場合は、前納納付書かどうかのチェック項目を新たに設け、入力後のチェックを徹底することとしました。</p>	1名	—	0
30			愛知	豊橋	2014年 1月7日	2014年 7月2日	<p>○お客様から問合せがあり、定額保険料と付加保険料の前納納付書を作成すべきところを、誤って定額保険料のみの前納納付書を発行したため、付加保険料の納付ができなくなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●付加保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、納付書作成の際は、国民年金基本画面等を印字して納付書作成処理票に添付し、入力後のチェックを徹底することとしました。</p>	1名	—	0
31			静岡	沼津	2014年 2月17日	2014年 7月3日	<p>○お客様から保険料納付方法について窓口で相談があり、持参された納付書と領収証を確認したところ、別人の納付書で納付されていること。また、別人が納付した保険料は還付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●納付記録の訂正と納付書の再発行、誤還付した保険料の返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、納付書を手交する際は、複数人によるチェックの徹底を行うことを周知しました。</p>	2名	—	0
32			神奈川	横浜中	2014年 2月21日	2014年 6月30日	<p>○お客様から問合せがあり、付加保険料納付申出を行っていたが、誤って定額保険料のみの納付書が発行されていたため、付加保険料を納付することができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●付加保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、納付書作成の際は、複数人によるダブルチェックの徹底を周知しました。</p>	1名	—	0
33		入力誤り	東京	杉並	2014年 3月18日	2014年 7月14日	<p>○お客様から保険料の前納を希望していたが納付書が届かないと問合せがあり、資格取得届の入力の際に、誤って納付書作成を行わないように入力していたため、平成26年度の国民年金納付書が発行されていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料と同額の保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、納付書作成の際は、複数人によるダブルチェックを行うことと、納付書作成を行わないように入力した場合は、届書備考欄にその理由を明記することの徹底を周知しました。</p>	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
34	国民年金保険料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	熊本	熊本東	2013年 8月2日	2014年 5月19日	○任意加入申出と同時に付加保険料納付申出があったにもかかわらず、定額保険料の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し保険料を領収することで了承を得ました。 ●付加保険料を領収しました。 ●担当部署の朝礼において、納付書作成の際は、複数人によるダブルチェックの徹底を周知しました。	1名	—	0
35			山形	事務センター	2014年 4月25日	2014年 6月23日	○お客様から平成26年度の納付書が届かないと問合せがあり確認したところ、付加保険料を納付していた被保険者が国民年金基金に加入したことにより、定額保険料納付書が自動作成されないため、手作業で納付書の作成が必要であるにもかかわらず作成していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●1年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署の朝礼において、国民年金基金加入により付加保険料納付非該当となった場合の注意点について徹底を周知しました。	1名	—	0
36			東京	上野	2014年 8月4日	2014年 8月7日	○お客様から前納納付書の発行依頼があった際に、誤って定額保険料納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し前納保険料と定額保険料の差額を還付することで了承を得ました。 ●前納保険料と定額保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、納付書作成の際は、複数人によるダブルチェックの徹底を周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
37	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	昭和	2014年 4月9日	2014年 4月15日	○お客様から平成26年度保険料の口座振替による1年前納の申出があった際に、平成27年度からの口座振替辞退申出が同時に提出され、誤って平成26年から口座振替辞退の入力を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し口座振替と納付書納付の差額を領収することで了承を得ました。 ●口座振替と納付書納付の差額を領収しました。 ●担当部署において、入力処理時の確認は原則当日に行うことと、入力締切日の納付書発行、口座振替の入力処理は、持回りで決裁を行うことを周知徹底しました。	1名	—	0
38			山形	事務センター	2014年 3月5日	2014年 5月22日	○年金事務所から口座振替がされていないと問合せがあり、本来であれば、お客様に書類を返戻し正しい住所に訂正した上で入力を行うべきところを、そのまま入力していたため口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署の朝礼において、口座振替納付申出書の内容と被保険者記録の確認を確実にしよう周知徹底しました。	1名	—	0
39			大阪	事務センター	2014年 3月頃	2014年 6月10日	○お客様から2年前納保険料が口座引き落としになっていないと問合せがあり、付加保険料を納付している任意加入被保険者で、平成27年度中に65歳に達する方は口座振替による2年前納ができないことの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し口座振替納付と現金納付の差額を領収することで了承を得ました。 ●口座振替納付と現金納付の差額を領収しました。 ●担当部署において、60歳以上の任意加入者の前納保険料の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
40			和歌山	事務センター	2014年 3月3日	2014年 6月13日		1名	—	0
41			新潟	事務センター	2014年 3月5日	2014年 6月16日	○お客様から2年前納の口座振替申出書が提出された際、振替口座番号が変更になっていることの確認を漏らし、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し口座振替による2年前納額を領収することで了承を得ました。 ●保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書の記載事項については、登録してある情報との突合を確実にすることを周知徹底しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
42	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2014年9月2日	2014年9月17日	<p>○お客様から口座振替申出を行ったが納付書が届いていると問合せがあり確認した際、海外転出による口座振替の書類審査時は強制加入期間だったため、既に登録済みと思い込み届書を返戻していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し口座振替と同額の保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、口座振替申出書の処理の際に、申出の振替方法と同じ登録内容の場合は、受付進捗管理システム及び資格関係担当者と連携により届書の受付有無を確認することを周知徹底しました。</p>	1名	—	0
43			神奈川	横浜西	2014年3月頃	2014年5月14日	<p>○お客様から問合せがあり、2年前納と未納分の2カ月分の口座振替納付申出について、本来であれば、26カ月の保険料の金額が口座に必要であることを説明すべきところを誤って24カ月の保険料の金額で説明を行ったため残高不足となり口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、口座振替による2年前納納付は認められなかったため改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●口座振替の再開処理を登録しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、振替口座を変更した場合の再振替の取扱いについて周知徹底しました。</p>	1名	未徴収	355,280
44		入力誤り	東京	中野	2013年6月28日	2013年9月11日	<p>○国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の入力後のチェックの際に、「毎月納付(早割)」と記載されていたが「毎月納付(翌月末振替)」で入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●記録訂正を行い、還付請求書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、口座振替納付(変更)・辞退申出書は、金融機関へ照会実施後速やかに事務センターへ回付し、年金事務所での入力は、締日間際に限定して行うことと、やむを得ず事務所で入力処理を行う際には、入力確認チェックを確実に実施することを周知しました。</p>	1名	—	0
45			東京	中野	2013年9月19日	2013年10月30日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の振替を配偶者の口座から本人口座へ変更する際に、誤って辞退処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●記録訂正を行い、還付請求書を送付しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、事務処理上特別に注意が必要な届書等を受付した場合は、サインペンにより届書に事務処理の指示を表示することを周知しました。</p>	1名	過徴収	50
46	山形		事務センター	2014年1月16日	2014年5月1日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理の際に、預金種別を入力を誤っていたため、口座振替による1年前納納付ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納と同額の保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、口座振替納付申出書の入力処理の際は、複数人によるダブルチェックで確認するよう周知徹底しました。</p>	1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
47	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	入力誤り	千葉	事務センター	2014年 3月17日	2014年 5月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理の際に、金融機関コードの入力を誤っていたため、口座振替による2年前納納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納と同額の保険料を領収することで了承を得ました。 ●保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の入力処理の際は、複数人によるダブルチェックで確認するよう周知徹底しました。	1名	—	0
48			千葉	事務センター	2014年 3月19日	2014年 5月26日		1名	—	0
49			北海道	事務センター	2014年 3月25日	2014年 7月7日		1名	—	0
50			山形	事務センター	2014年 2月24日	2014年 5月22日	○年金事務所から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理の際に、口座番号の入力を誤っていたため、口座振替による2年前納納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納と同額の保険料を領収することで了承を得ました。 ●保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の入力処理の際は、複数人によるダブルチェックで確認するよう周知徹底しました。	1名	—	0
51			岡山	事務センター	2014年 6月16日	2014年 7月14日		1名	—	0
52			長野	事務センター	2014年 7月31日	2014年 9月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力処理の際に、氏名のフリガナの入力を誤っていたため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明したところ、割り引きはなくても納付書で納付したいとの申出があり了承を得ました。 ●被保険者記録氏名訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の入力処理の際は、複数人によるダブルチェックで確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	100
53			埼玉	事務センター	2014年 5月27日	2014年 8月4日		○お客様から問合せがあり、国民年金住所変更届を入力するところを誤って資格喪失届の入力を行なったことにより口座振替が終了となり、その取消処理が漏れたため、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、口座振替による早割保険料を領収することで了承を得ました。 ●保険料を領収しました。 ●担当部署において、入力処理の際は、複数人によるダブルチェックで確認するよう周知徹底しました。	1名	—

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
54	クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	2013年10月25日	2014年5月8日	<p>○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書の受理の際に、納付に利用できないクレジットカード会社が記載された申出書を受理したため、1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、1年前納は認められなかったため改めてお詫びしました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、クレジット納付申出書受理の際は、保険料納付に利用できるカードであることの確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	過徴収	6,500
55		説明誤り	愛知	名古屋北	2014年3月20日	2014年5月27日	<p>○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付による1年前納の申出があった際、クレジットカードの有効性の確認が不十分であったため、1年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、クレジット納付申出書受理の際は、クレジットカードの有効性の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
56		入力誤り	北海道	札幌東	2013年8月21日	2013年11月18日	<p>○機構本部から連絡があり、国民年金保険料クレジット納付記録の追加処理の際に、6カ月前納と入力すべきところを誤って1年前納記録の入力を行っていたため、立替納付のデータが作成されず、後半の6カ月前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●納付記録の補正を行い、還付請求書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、すべての決裁時のダブルチェックと手書きの帳票作成時の入念な確認を行うよう周知を徹底しました。</p>	1名	過徴収	250
57	国民年金付加年金保険加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	2014年1月7日	2014年2月27日	<p>○お客様から付加保険料を含めた納付書が届かないと問合せがあり確認したところ、納付書が自動的に作成されると思い込み納付書の再作成を行っていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、付加保険料の納付は認められなかったため改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、納付書の再作成のフロー等について周知徹底しました。</p>	1名	未徴収	800
58			東京	池袋	2014年2月19日	2014年4月17日	<p>○お客様から付加保険料の納付書が届かないとの問合せがあり確認したところ、資格取得届、付加保険料納付申出書、クレジットカード納付申出書を同時に処理したために付加保険料の納付書が発行されていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●付加保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署の朝礼において、資格取得届、付加保険料納付申出書、クレジットカード納付申出書を受理した場合は、口座、クレジット担当に連絡して入力順などの指示を受けることを徹底しました。</p>	1名	—	0
59			京都	事務センター	2014年2月頃	2014年3月3日	<p>○お客様から付加保険料の納付書が届かないとの問合せがあり確認したところ、付加保険料納付申出書、クレジットカード納付申出書を同時に処理したために付加保険料の納付書が発行されていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●付加保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、入力後の納付書発行の確認を、複数人によるダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
60	国民年金付加年金 保険加入申出書の 誤り	確認・決定誤り	石川	金沢南	2014年 4月16日	2014年 5月15日	○お客様から問合せがあり、個人型確定拠出年金の加入者が掛金限度額に達した後に付加保険料の申出をした場合でも、個人型確定拠出年金の保険料引落しされると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●付加保険料納付申出書の取消し処理を行いました。 ●担当部署の朝礼において、個人型確定拠出年金には掛金限度額があり、その限度額には、付加保険料が含まれることを周知徹底しました。	2名	過徴収	9,400
61			沖縄	コザ	2014年 2月12日	2014年 7月30日	○国民年金基金から問合せがあり、国民年金基金の加入者は、付加保険料を納付することができないにもかかわらず、国民年金基金加入の警告メッセージの確認を漏らし付加保険料納付申出書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●付加保険料納付申出書の取消し処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署の朝礼において、付加保険料の申出があった場合は、国民年金基金加入者かどうかの確認を徹底しました。	1名	過徴収	2,400
62			香川	高松東	2014年 6月30日	2014年 7月30日	○お客様から付加保険料の納付書が届かないとの問合せがあり確認したところ、月末に当月から付加保険料申出を行いたいと電話相談を受けた際に、本来であれば当日中に付加保険料納付申出書の提出と納付が必要であるにもかかわらず、誤って納付書を送付すると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、遡及しての付加保険料納付は認められなかったため改めてお詫びし了承を得ました。 ●翌月から付加保険料納付ができるよう入力しました。 ●担当部署の朝礼において、付加保険料以外も含め月末に届書を受理する場合は、緊急性があることの認識を持って対応するよう周知しました。	1名	未徴収	400
63		説明誤り	福岡	久留米	2014年 7月3日	2014年 8月12日	○お客様から問合せがあり、付加保険料を含まない納付書が届いたとのことで確認したところ、市役所職員が資格取得届を受付する際に、付加保険料申出を希望されていたが、届書への記載案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。 ●付加保険料の納付書を送付しました。 ●市役所に対して、届書受理の際の確認を徹底するよう周知し、市役所から、書類を受付た際は、お客様と一緒に確認することの報告がありました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
64	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	彦根	1997年 1月1日	2014年 4月28日	○お客様から国民年金保険料の法定免除を受けているが、納付案内が届いたと問合せがあり、障害厚生年金3級の受給者に対して法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、申請免除の申出をいただくことで了承を得ました。 ●保険料免除申請書を受理し処理しました。 ●担当部署の朝礼において、障害厚生年金3級受給者は法定免除にならないことを周知しました。	1名	—	0
65			神奈川	事務センター	2013年 10月7日	2014年 6月6日	○市役所から問合せがあり、継続免除審査の際に地方税法上の寡婦欄の表示の確認を漏らし、誤って継続免除を却下していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●全額免除を承認し通知書を送付しました。 ●担当部署の朝礼において、申請書の寡婦表示を始め、審査項目のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
66		説明誤り	山形	寒河江	2014年 1月24日	2014年 9月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者訪問員の説明不足により、国民年金基金加入者から提出された国民年金保険料免除申請書を受理したことにより、国民年金基金を脱退扱いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、免除承認の取消しは認められなかったため改めてお詫びし了承を得ました。 ●委託業者から、今後は国民年金基金加入者の区分設定を行い、訪問員の使用端末にデータを反映させないようにすること。電話による免除勧奨の際は国民年金基金加入の確認を徹底することとしたとの報告がありました。	2名	—	0
67	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2014年 1月20日	2014年 2月4日	○事務センターより連絡があり、追納保険料の説明をする際に、本来であれば、最初の未納月からの納付の案内をすべきところを、誤ってその翌月からの納付の説明を行い納付書を発行したため、納付した保険料の内1カ月分が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、納付記録を訂正することで了承を得ました。 ●納付記録の訂正を行い、1カ月分の保険料追納の納付書を送付しました。 ●担当部署の朝礼において、追納の相談を受ける際は、納付状況コードに注意し、納付書の発行の際の二次チェック者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
68			愛知	豊田	2013年 7月16日	2014年 2月12日	○事務センターより連絡があり、国民年金保険料追納の説明をする際に、本来であれば、最初の未納月からの納付の案内をすべきところを、誤ってその翌月からの納付の説明を行い納付書を発行したため、納付した保険料が還付処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●追納保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納の相談を受ける際は、入力時に追納可能期間の納付記録画面を印字し、決裁に添付することを徹底するよう周知しました。	1名	その他	224,880

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
69	国民年金保険料後納申込書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2014年 1月16日	2014年 3月10日	<p>○お客様から国民年金の納付記録について問合せがあり、国民年金後納保険料納付書の使用期限を誤って老齢基礎年金受給権発生日以後の年月日で作成していたため、納付年月日が65歳以降なり過誤納となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し訂正することで了承を得ました。</p> <p>●保険料納付記録として修正しました。年金が支払いとなることを確認しました。</p> <p>●担当部署において、国民年金後納保険料の納付書を作成する際は、使用期限の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	14,067
70		説明誤り	愛媛	松山西	2014年 2月28日	2014年 3月6日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料を納付したが、受給期間が不足していたため確認したところ、国民年金後納保険料申込みの際に、保険料額を誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、受給権発生日の訂正は認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、国民年金後納保険料納付申込書を受付し、納付書の交付を行う際は、受給要件計算シート、申込書、納付書の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
71	収納時の誤り	入力誤り	広島	事務センター	2014年 4月4日	2014年 4月28日	<p>○委託業者が委託件数の点検を行った際に、領収済通知書のOCR処理件数と処理件数の日報が合わないため確認したところ、領収済通知書を重複して処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●還付通知書等をすべて回収し、厚生労働省へ修正報告依頼しました。</p> <p>●委託業者に対して、業務処理日報により領収済通知書の処理件数に相違がないか確認を徹底するよう指導しました。</p>	5名	—	0
72			滋賀	事務センター	2014年 5月8日	2014年 5月19日	<p>○お客様から問合せがあり、1度しか納付していないのに重複納付として還付請求書が送付されており確認したところ、委託業者が領収済通知書を重複して処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しお詫び文書を送付しました。</p> <p>●還付請求書等を回収し、未回収のお客様には、再度お詫びの文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、領収済通知書のエラー処理の事後確認をダブルチェックするよう周知徹しました。</p>	23名	—	0
73	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	2014年 6月20日	2014年 6月26日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金保険料還付金未請求者へ請求案内を送付した際に、誤って2年の時効を経過したお客様が含まれていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しお詫び文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、国民年金保険料還付金未請求者へ請求案内を送付する際は、時効経過対象者の確認をダブルチェックするよう周知徹しました。</p>	44名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
74	国民年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	一宮	2014年 8月18日	2014年 8月20日	○お客様から問合せがあり、送付された納付書に他人の納付案内文書が同封されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した納付案内文書を回収しました。 ●担当部署において、文書を送付する際は、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
75			石川	金沢北	2014年 7月31日	2014年 8月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(控)の送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書(控)を回収し本来送付するお客様に渡しました。 ●担当部署の朝礼において、封入封緘作業は机を整理して行うことと、ダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
76			東京	練馬	2014年 9月5日	2014年 9月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料学生納付特例申請書(お客様控)の送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書(お客様控)を回収し本来送付するお客様に送付しました。 ●担当部署の朝礼において、封入封緘作業は机を整理し、時間を充分とって作業を行うことと、また、ダブルチェックの際は必ずすべての同封物の確認を行うことを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
77			東京	墨田	2014年 8月28日	2014年 8月29日	○お客様から問合せがあり、被保険者記録照会票・国民年金保険料追納申込書用紙の送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ●誤って送付した照会票等を回収し、本来送付するお客様に送付しました。 ●担当部署の朝礼において、封緘者の固定化、郵便物は1件ごとにクリアファイルに入れ専用ボックスで管理、封入封緘作業中は電話に出ないことを徹底しました。	1名	—	0
78	国民年金徴収関係通知書等の送付誤り		東京	文京	2014年 8月21日	2014年 8月25日	○お客様から問合せがあり、被保険者記録照会票・国民年金保険料後納申込書用紙の送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した照会票等を回収し本来送付するお客様に渡しました。 ●担当部署の朝礼において、封入封緘時のダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
79		愛知	鶴舞	2014年 6月18日	2014年 6月23日	○納付督促文書が宛先不明で返戻されたため確認したところ、住所が誤って記載されており、2名のお客様に入違って送付されていたことが判明しました。 ●担当者がもう1名のお客様の自宅を訪問しましたが不在のため、お詫びの文書を投函したところ、郵便物が未開封のまま返送していただき回収しました。 ●担当部署において、宛名シールと基データの確認を複数名で行うことと、封入封緘時のダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	2名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
80	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	香川	事務センター	2014年 2月12日	2014年 3月3日	○資格取得届(20歳適用)の処理済みの届書を確認した際に、備考欄の「2、3月は前納希望」の記載の確認を漏らし、前納でない納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料と同額の保険料を領収することで了承を得ました。 ●保険料を領収しました。 ●担当部署において、前納希望者の納付書が作成されているか記録画面とのダブルチェックの徹底を周知しました。納付書作成の際は、複数人によるダブルチェックの徹底を周知しました。	1名	過徴収	50
81			兵庫	事務センター	2013年 12月16日	2014年 1月28日	○資格取得届(20歳適用)の処理漏れを確認した際に、資格取得届と付加保険料納付申出書を同時に入力したため、付加保険料の納付書は発行されず、定額の納付書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。 ●付加保険料納付申出書を再入力し、付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、20歳の資格取得届と同時に付加保険料納付申出書があった場合は、届書に付箋を貼り、届け書をコピーし、資格取得届入力後は必ず記録画面で確認して納付書を作成することを周知しました。	1名	—	0
82			東京	新宿	2013年 10月21日	2014年 2月3日	○お客様から付加保険料納付被保険者非該当通知書が届いたと問合せがあり確認したところ、付加保険料納付期限経過後納付者一覧表に基づき速やかに非該当処理を行うべきところ、処理が遅れたため、本来、付加保険料が納付できない期間について保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し記録を訂正することで了承を得ました。 ●保険料納付記録を訂正しました。 ●担当部署において、付加保険料の事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
83			東京	府中	2013年 12月頃	2014年 1月9日	○国民年金後納保険料申込書の決裁を行う際に、申込書を受理した後の処理が遅れたため、納付期限が経過したため、国民年金後納保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、遡及する国民年金後納保険料の納付は認められなかったため、改めてお詫びをしました。 ●担当部署において、その週に受付届書は原則翌週までに完結させることと、期限が迫っているなどの急を要する届書については、その都度確認して先行処理することを周知徹底しました。	1名	未徴収	14,860
84			兵庫	事務センター	2013年 11月7日	2014年 1月27日	○お客様から納付記録の問合せがあり、委託業者が領収済通知書のOCR処理の際に、収納区分の記載を誤ったため処理エラーとなり、翌日のエラーリストの作成を漏らしたことにより、担当者による補正入力されず納付記録が収納されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫び文書と控除証明書を送付しました。 ●保険料の納付記録を登録しました。 ●委託業者に対して、領収済通知書のエラーリストの配信の確認を徹底するよう指導しました。	27名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
85	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	受理後の書類管理誤り	神奈川県	事務センター	2013年 10月15日	2014年 2月6日	○未処理・未完結届を確認した際に、受付時の管理が不十分だったため、国民年金保険料免除理由該当届が紛失していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●国民年金保険料免除理由該当届を再度受理し入力処理しました。 ●担当部署の朝礼において、委託業者からの納品の際は、担当グループで件数(枚数)をすみやかに照合するほか、管理職による受付進捗管理システムの確認について徹底しました。	1名	—	0
86			大阪	玉出	2013年 7月26日	2013年 12月13日	○区役所から問合せがあり、区役所から事務センターに回付した国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様を訪問しお詫びの上説明し了承を得ました。 ●国民年金保険料免除申請書を再度受理し、入力処理を行い承認通知書を送付しました。 ●管内区役所との調整会議を開催し、届書等の受渡し方法を厳格にし、ルール化することとしました。	9名	—	0
87			静岡県	事務センター	2013年 7月23日	2014年 1月27日	○受付進捗管理システムによる点検をした際に、年金事務所に返戻することとしていた国民年金後納保険料納付申出書がセンターで保管する書類控分に混入し、送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●国民年金後納保険料納付書を送付しました。 ●担当部署において、受付書類の進捗管理について徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	147,140
88			兵庫県	西宮	2013年 10月28日	2014年 2月7日	○未完結届書の点検において、国民年金後納保険料納付申出書が紛失していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、時効消滅期間の国民年金後納保険料の納付は認められなかったため、改めてお詫びをしました。 ●再度国民年金後納保険料納付申出書を受理し、時効消滅となっていない国民年金後納保険料納付書を送付しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる確認、受付書類の管理について徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	44,580

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
89	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2009年 3月13日	2014年 2月20日	○未支給年金の審査時に、老齢年金の受給に必要な期間の確認不足による受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の受給要件の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,716
90	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	高知	高知東	1994年 5月26日	2013年 6月21日	○遺族年金請求時に、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、理解が得られませんでした。記録を訂正し、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,563,986
91			長崎	事務センター	2008年 11月27日	2014年 7月14日	○年金事務所から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,468,899
92			群馬	前橋	2003年 6月12日	2014年 10月21日	○機構本部からの連絡又は再裁定処理票の内容点検により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,031,651
93			北海道	札幌西	2003年 5月1日	2014年 10月20日		1名	過払い	9,000
94			東京	文京	2002年 9月10日	2014年 10月1日		1名	—	0
95			埼玉	事務センター	2009年 9月3日	2013年 5月7日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の確認漏れのために、本来退職共済年金として決定すべきところ、誤って特別支給の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,107,200
96			東京	千代田	2003年 2月1日	2013年 1月18日	○機構本部から連絡があり、旧三共済の厚生年金保険への統合日を特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日とする取扱いの確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	169,556

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
97	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2005年 5月8日	2013年 8月14日	○年金相談時に、老齢年金裁定時において厚生年金被保険者期間を脱退手当金の対象期間と誤認したことにより、厚生年金被保険者期間の算入漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金受給の有無や年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,219,990
98			兵庫	東灘	2009年 5月19日	2012年 9月19日	○事務センターからの連絡又は遺族年金請求時や年金記録調査時の記録確認により、第3号被保険者期間が不整合のまま老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。	1名	過払い	120,941
99			兵庫	東灘	2005年 2月28日	2013年 5月14日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	216,551
100			愛媛	松山西	1994年 5月19日	2014年 8月19日		1名	過払い	97,302
101	老齢基礎・老齢厚生年金繰上請求に係る誤裁定について	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2014年 1月6日	2014年 3月11日	○お客様からの問合せにより、老齢年金裁定時における繰下げ申出の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び繰下げに係る取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	741,404
102			大分	事務センター	2013年 11月26日	2014年 8月18日		1名	過払い	657,322
103			高知	事務センター	2014年 1月9日	2014年 6月3日	○機構本部からの連絡により、共済組合への繰上げ請求年月日の確認不足から、本来、退職共済年金の受付日と同日にすべき老齢基礎年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱い及び受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
104	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	1987年 7月9日	2014年 8月15日	○事務センターから連絡があり、遺族年金の裁定時の厚生年金被保険者期間の算入漏れや資格記録の補正誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	268,399
105			愛知	豊橋	2012年 9月27日	2014年 5月29日	●担当部署において、遺族年金を裁定する際には、厚生年金の加入記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,002
106			京都	下京	2013年 4月16日	2013年 12月4日	○お客様からの問合せにより、年金記録や裁定記録の確認不足から、遺族基礎年金を重複して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び裁定記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
107			愛知	豊川	2003年 5月頃	2014年 7月11日	○機構本部又は事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。	1名	未払い	3,809,880
108			広島	事務センター	1981年 1月5日	2014年 7月25日	●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,659,199
109			北海道	札幌西	1992年 7月9日	2014年 4月11日		1名	未払い	965,539

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
110	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	2000年 5月18日	2014年 2月21日	○事務センターから連絡があり、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れや入力漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	468,329
111			福島	会津若松	2006年 4月6日	2014年 2月3日		1名	未払い	32,702
112			静岡	清水	2002年 4月9日	2013年 12月9日		1名	未払い	1,116,973
113			山口	岩国	1995年 7月13日	2014年 8月5日		1名	未払い	694,758
114			埼玉	春日部	1998年 3月18日	2014年 8月15日		1名	未払い	378,788
115			岩手	一関	2005年 7月7日	2013年 6月25日		1名	未払い	1,197,298
116			北海道	砂川	2005年 7月7日	2013年 8月12日		1名	未払い	1,144,986
117			宮崎	宮崎	1999年 5月26日	2013年 9月11日		1名	未払い	1,640,500
118			静岡	三島	2004年 12月9日	2013年 10月25日		1名	未払い	928,188
119			岩手	二戸	2000年 2月3日	2013年 12月10日		1名	未払い	536,401
120			岩手	一関	2006年 2月9日	2013年 11月28日		1名	未払い	1,115,290
121			愛知	笠寺	2000年 9月14日	2013年 11月19日		1名	未払い	168,092
122			鹿児島	鹿児島南	1999年 9月26日	2014年 1月16日		1名	未払い	54,942
123			福岡	南福岡	1997年 4月10日	2014年 1月20日		1名	未払い	733,450
124			宮崎	宮崎	2004年 8月23日	2014年 2月5日		1名	未払い	179,350
125			岩手	二戸	1998年 11月5日	2014年 2月13日		1名	未払い	1,179,827
126			徳島	徳島北	2003年 7月17日	2014年 2月25日		1名	未払い	1,341,492
127			愛知	昭和	1994年 1月11日	2014年 2月3日		1名	未払い	174,389
128			宮崎	宮崎	1997年 12月18日	2014年 4月23日		1名	未払い	100,683
129			鹿児島	奄美大島	2004年 9月15日	2014年 5月8日		1名	未払い	364,856
130	島根	浜田	2000年 6月8日	2014年 3月25日	1名	未払い	581,945			
131	徳島	徳島南	1993年 4月1日	2014年 5月14日	1名	未払い	1,259,883			
132	徳島	阿波半田	2005年 12月8日	2014年 5月16日	1名	未払い	944,855			
133	静岡	三島	2002年 4月4日	2014年 2月21日	1名	未払い	718,742			
134	島根	出雲	2001年 2月22日	2014年 6月24日	1名	未払い	160,808			
135	岡山	岡山西	2005年 10月31日	2014年 6月30日	1名	未払い	409,436			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
136	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	津	1993年 2月7日	2014年 7月13日	○事務センターから連絡があり、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れや入力漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,284,842
137			宮崎	宮崎	2005年 2月24日	2014年 7月31日		1名	未払い	578,417
138			広島	三原	2006年 12月7日	2014年 4月4日		1名	未払い	619,857
139			岡山	岡山西	1997年 9月25日	2014年 6月25日		1名	未払い	1,323,784
140			島根	松江	1996年 5月30日	2014年 7月4日		1名	未払い	532,146
141			入力誤り	山口	萩	1999年 12月16日		2014年 8月18日	1名	未払い
142	確認・決定誤り	確認・決定誤り	青森	青森	2001年 4月19日	2014年 1月30日	○年金相談時又は機構本部からの連絡により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	182,500
143			静岡	三島	1999年 6月10日	2013年 6月28日		1名	未払い	216,214
144			新潟	上越	1998年 11月19日	2013年 8月19日		1名	未払い	1,977,873
145			福岡	南福岡	2004年 11月4日	2014年 7月7日		1名	未払い	80,688
146			新潟	上越	2006年 4月6日	2014年 10月6日		1名	未払い	129,669
147			愛媛	松山西	2005年 5月19日	2014年 11月7日		1名	未払い	1,236,832
148			東京	新宿	1995年 3月9日	2014年 7月18日		1名	未払い	3,450,271
149			広島	呉	2002年 11月21日	2014年 10月6日		1名	未払い	18,984
150	確認・決定誤り	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	1987年 2月19日	2013年 2月22日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金決定時に、受給要件の確認不足により金額的に不利となる条文を適用し、裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行うことで了承を得ました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金を裁定する際には、年金記録や遺族年金の受給要件を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	645,966

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
151	障害年金の受給要件等の誤り	入力誤り	滋賀	事務センター	2013年 8月28日	2014年 9月9日	○お客様からの問合せにより、入力委託業者が障害年金決定時に受給権発生年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●入力委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	782,499
152		説明誤り	鳥取	米子	2014年 9月9日	2014年 9月30日	○障害年金請求書を点検したところ、年金相談時の確認不足により、繰上げ請求者については事後重症請求ができないにもかかわらず、請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、繰上げ請求の有無や受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
153			埼玉	熊谷	2014年 4月21日	2014年 6月13日	○お客様より問い合わせがあり、年金相談の際の年金記録の確認不足等により、納付要件を満たしていないにもかかわらず、障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上複数回にわたる説明を行いました。理解が得られませんでした。 ●担当部署において、納付要件の確認については複数人で行うことを周知徹底しました。	1名	—	0
154	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2014年 8月頃	2014年 10月15日	○お客様からの問合せ又は市役所からの連絡により、入力委託業者が、障害年金の所得調査時に入力処理票への転記を誤ったことから、年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●入力委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	2名	未払い	289,800
155			茨城	事務センター	2014年 9月8日	2014年 11月4日		1名	未払い	128,800
156			茨城	事務センター	2014年 9月8日	2014年 11月11日		1名	未払い	128,800
157		説明誤り	埼玉	熊谷	2014年 6月23日	2014年 7月16日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が、繰上げ請求後の障害者の特例措置について誤って説明し、本来請求できないお客様に対して障害者特例請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
158	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 障害年金業務部	2014年 10月20日	2014年 11月7日	○担当部署における点検により、死亡後に支払われた年金が振込不能となっていたことの確認不足から、未払いとなっている年金がないと誤認し、未支給年金不該当の決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金の決定にあたり、振込状況の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	186,633
159	脱退手当金に係る誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉北	2005年 5月頃	2012年 9月13日	○担当部署における点検により、脱退手当金の支給にあたって誤った計算方法で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。了承いただいた3名のお客様については再度請求いただき、正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。理解が得られなかった1名のお客様については請求いただけませんでした。 ●担当部署において、脱退手当金の計算方法について確認するとともに、複数人での審査を行うよう周知徹底しました。	4名	未払い	45,615

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
160	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	1993年 5月1日	2013年 7月26日	○機構本部や事務センター、他の年金事務所からの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,497,864
161			山口	岩国	1994年 11月2日	2014年 9月30日		1名	未払い	4,162,234
162			東京	中央	1997年 2月1日	2013年 7月9日		1名	未払い	3,616,000
163			秋田	秋田	2001年 5月10日	2013年 11月5日		1名	未払い	574,425
164			東京	江東	1993年 10月1日	2013年 9月3日		1名	未払い	233,640
165			長野	伊那	1992年 7月29日	2014年 2月10日		1名	過払い	1,100,949
166			東京	中央	1993年 2月頃	2013年 10月16日		1名	未払い	2,833,317
167			新潟	上越	2000年 10月5日	2013年 9月26日		1名	未払い	680,657
168			山口	岩国	1993年 3月15日	2014年 4月7日		1名	未払い	123,960
169			北海道	北見	1989年 3月9日	2014年 5月7日		1名	未払い	111,716
170			北海道	北見	1993年 5月20日	2014年 6月24日		1名	未払い	661,989
171			神奈川	鶴見	1997年 4月24日	2014年 7月15日		1名	未払い	64,524
172			香川	善通寺	1995年 8月10日	2014年 7月7日		1名	未払い	107,458
173			山口	山口	2001年 5月24日	2014年 8月11日		1名	過払い	830,183
174			東京	練馬	1997年 7月1日	2014年 7月22日		1名	未払い	3,200,000
175			東京	八王子	2004年 6月3日	2014年 8月22日		1名	未払い	24,975
176			群馬	渋川	1988年 2月3日	2012年 10月19日		1名	未払い	109,709
177			神奈川	平塚	1993年 4月28日	2013年 1月10日		1名	未払い	35,416
178	神奈川	平塚	1991年 12月1日	2013年 1月10日	1名	未払い	259,700			
179	青森	青森	1991年 4月4日	2013年 8月26日	1名	未払い	32,734			
180	青森	青森	1992年 6月20日	2013年 8月26日	1名	未払い	360,341			
181	福岡	直方	1994年 3月21日	2013年 10月4日	1名	未払い	408,230			
182	大阪	枚方	1995年 10月12日	2013年 11月19日	1名	未払い	385,662			
183	東京	江東	1998年 11月19日	2013年 3月15日	1名	未払い	108,041			
184	青森	弘前	1997年 3月13日	2014年 1月8日	1名	未払い	188,333			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
185	加給年金の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1989年 2月2日	2014年 2月17日	○機構本部や事務センター、他の年金事務所からの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	726,696
186			東京	新宿	1999年 9月9日	2014年 2月26日		1名	未払い	64,826
187			青森	弘前	1994年 5月26日	2014年 3月10日		1名	未払い	34,850
188			東京	青梅	1993年 2月4日	2014年 6月2日		1名	未払い	289,317
189			福島	事務センター	1993年 11月25日	2014年 9月4日	○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	444,610
190			東京	中央	2005年 9月29日	2014年 6月16日	○他の部署から連絡があり、老齢年金裁定時に加給年金対象配偶者の登録を行う際に、誤って同姓同名の別人の基礎年金番号を登録していたことで、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、基礎年金番号が不明な場合の本人の特定においては、住所、氏名、生年月日、性別等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,098,104
191			茨城	事務センター	2014年 2月20日	2014年 4月28日	○未支給年金請求時に死亡した夫の裁定原簿を確認したところ、夫の老齢厚生年金の再裁定時に年金記録の確認が不足したために、加給年金額加算開始事由該当届の案内を漏らしたことから、加給年金額の加算及び妻の老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。時効特例分の届書の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、チェックリストによる年金記録の確認漏れを防止するよう周知徹底しました。	2名	未払い	2,729,641
192	埼玉	川越	2002年 10月29日	2012年 8月8日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に婚姻期間や生計維持関係の確認が不足したことから、加給年金額が離婚後も加算されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び加給年金額の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、婚姻期間等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	1,359,373		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
193	振替加算の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	1986年 6月20日	2014年 9月5日	○年金相談時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では同様事象発生 の未然防止に努めています。	1名	未払い	5,279,591
194			埼玉	春日部	1996年 9月14日	2014年 8月8日		1名	未払い	4,230,746
195			東京	練馬	1997年 1月23日	2014年 9月10日		1名	未払い	4,800,000
196			東京	中央	1992年 5月9日	2014年 8月19日		1名	未払い	4,955,501
197			東京	府中	1994年 2月13日	2014年 1月23日		1名	過払い	1,039,658
198			広島	福山	2000年 10月31日	2014年 6月16日		1名	過払い	861,299
199			埼玉	春日部	2002年 6月15日	2014年 8月22日		1名	未払い	1,997,992
200			群馬	高崎	1996年 2月16日	2014年 9月29日		1名	未払い	2,679,512
201			栃木	栃木	2001年 1月25日	2014年 9月30日		1名	未払い	1,281,183
202			栃木	栃木	1997年 10月30日	2014年 9月30日		1名	未払い	1,999,082
203			群馬	高崎	1993年 3月4日	2014年 10月27日		1名	未払い	3,483,499
204			静岡	静岡	1998年 9月頃	2014年 7月10日		1名	未払い	1,836,833
205			岩手	宮古	1995年 1月5日	2012年 8月23日		1名	未払い	2,582,734
206			埼玉	春日部	1996年 4月22日	2014年 8月8日		1名	未払い	2,713,452
207			山口	下関	1992年 7月23日	2014年 9月1日		1名	未払い	3,310,116
208			千葉	千葉	1997年 7月23日	2014年 9月9日		1名	未払い	3,300,000
209			福岡	東福岡	2000年 9月7日	2014年 10月15日		1名	未払い	1,304,417
210			広島	広島西	1993年 1月16日	2014年 7月24日		1名	未払い	4,676,675
211			佐賀	唐津	2001年 1月31日	2014年 9月10日		1名	未払い	2,340,000
212			福井	武生	1991年 11月20日	2014年 9月22日		1名	未払い	4,421,376
213			熊本	玉名	1997年 12月11日	2014年 10月9日		1名	未払い	1,903,638
214	愛知	熱田	1995年 9月1日	2014年 10月2日	1名	未払い	3,921,879			
215	宮崎	都城	2001年 9月27日	2014年 10月30日	1名	未払い	739,047			
216	東京	品川	1990年 4月5日	2014年 9月22日	1名	未払い	4,421,385			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
217	振替加算の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2007年 2月22日	2014年 10月23日	○機構本部から連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者が共済加入の場合の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,120,000
218			埼玉	事務センター	2014年 9月4日	2014年 9月24日	○担当部署において裁定後の老齢基礎年金について確認したところ、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正及び振替加算の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者が共済加入の場合の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	7,175
219			宮城	仙台北	1993年 3月25日	2013年 7月9日	○事務センターから連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話や文書でお詫びの上説明しましたが、お客様からの連絡がなく、訪問しても接触できなかったため、記録訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、本人及び配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお2005年(平成17年)にシステム修正を行い、現在では配偶者が共済の場合を除き、同様事案発生の未然防止に努めています。	1名	過払い	890,017
220			愛媛	松山西	1993年 6月20日	2014年 7月17日	○機構本部から連絡があり、夫の加給年金額加算開始事由該当届の機構本部への進達を行う際に、併せて妻の配偶者状態を変更するための処理票を作成し進達すべきところ、その作成を漏らしたことから、妻に老齢基礎年金の振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	627,716
221			東京	中央	2005年 3月25日	2014年 7月25日	○他の年金事務所からの照会により、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更を誤って依頼したことから、夫の老齢基礎年金に本来加算できない振替加算処理が行われたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●現在はオンラインシステムにより配偶者状態は自動的に変更されるため、同様の事象は起こりませんが、担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	739,450
222	年金分割に係る誤り	確認・決定誤り	岩手	事務センター	2014年 2月6日	2014年 3月6日	○担当部署において裁定後の遺族年金の内容を確認したところ、死亡後の3号分割の取扱いの知識不足から、本来、死亡日の前日を標準報酬改定年月日として処理を行うところ、3号分割改定請求書の受付日を改定年月日として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署の朝礼において、年金分割の取扱いについて、ブロック担当部署等に確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	7,950

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
223	年金選択の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2012年 11月15日	2013年 5月10日	<p>○年金相談時に記録を確認したところ、障害基礎年金を受給した場合、配偶者に支給されていた配偶者加給金が停止となることについて区役所において説明されていなかったために、お客様に不利な障害基礎年金の受給を案内していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。選択の訂正を行い、お客様の過払いについては返納の処理を行いました。また、お客様の配偶者については未払いの配偶者加給金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●区役所より、再発防止策等の報告がありました。担当部署においても、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	2名	その他	825,100
224	被保険者種別の収録誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1996年 5月20日	2014年 5月21日	<p>○事務センターから連絡があり、老齢年金の65歳改定処理において、被保険者種別の登録誤りにより年金が正しく支払われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。</p> <p>●今回の事象について、現在は自動的に改定処理が行われますが、お客様対応時には記録の整合性が取れているかの確認を十分行うよう担当部署において周知しました。</p>	1名	過払い	545,499
225	扶養親族申告書の誤り	確認・決定誤り	東京	事務センター	2013年 3月21日	2014年 11月10日	<p>○お客様からの問合せにより、老齢年金裁定時に扶養親族申告書の内容を登録する際に、お客様の申告内容を入力処理票に誤って転記し登録していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。正しい税額控除内訳及び控除額等のお知らせを郵送しました。併せて、支払われた年金額に影響が生じなかったことを説明しました。</p> <p>●担当部署において、審査時の点検を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
226	記録の補正誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2013年 12月20日	2014年 6月25日	<p>○事務センターから連絡があり、被保険者種別の補正誤りにより年金が正しく支払われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録を補正する際の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。</p>	1名	過払い	3,699
227	年金の支払額や支払時期等の誤り	説明誤り	北海道	札幌西	2014年 10月6日	2014年 10月15日	<p>○お客様からの問合せにより、委託社会保険労務士が、裁定原簿の確認不足から受給者死亡のため支払が保留されているにもかかわらず、死亡者の口座に年金が入金されると誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本部に未支給年金の早期処理を依頼し、支払予定日を確認の上お客様に回答しました。</p> <p>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	—	0
228	年金の支払い保留処理の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 業務渉外部	2014年 4月10日	2014年 5月15日	<p>○担当部署における審査時に、さかのぼって請求のあった農林共済の通算退職年金及び退職年金について、先に通算退職年金を裁定する際に支払保留処理を漏らしたことから、通算退職年金が失権となった後の退職年金のみが支払われるべき期間において、通算退職年金が重複して支払われていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正および返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後の確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	160,491

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
229	年金関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	機構本部 業務渉外部	2014年 8月13日	2014年 9月3日	○お客様から問合せがあり、お客様に返納金納入告知書や返納方法申出書等を送付する際に、別人の返納方法申出書等を同封していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収しました。 ●担当部署において、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底しました。	3名	—	0
230			鳥取	米子	2014年 10月21日	2014年 10月22日	○事業所から問合せがあり、年金委員を対象とした研修会の開催通知を事業所に送付する際に、封入封緘時の確認不足から、事業所と関係のない個人あての文書を同封してしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収しました。 ●担当部署において、発送作業スペースの整理を行ないました。また、封緘作業用チェックリストの活用と送付物を印字した際の部数の確認を徹底しました。	2事業所	—	0
231			大阪	枚方	2014年 11月12日	2014年 11月14日	○お客様から問合せがあり、お客様に年金請求書の受付控えを送付する際に、封入封緘時の確認不足から誤って別人の雇用保険被保険者証等を同封していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収しました。 ●担当部署において、発送作業スペースの整理を行ないました。また、封緘作業用チェックリストの活用を徹底するとともに、緊急の全体朝礼を行い所長から再発防止を徹底しました。	2名	—	0
232			本部	機構本部 年金相談部	2014年 11月20日	2014年 11月27日	○お客様からの問合せにより、委託業者が、別人の被保険者記録回答票を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した回答票を回収しました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導し、見直し後の事務処理フロー及びチェックシートが提出されました。	2名	—	0
233			確認・決定誤り	香川	事務センター	2014年 7月16日	2014年 10月15日	○障害基礎年金受給中のお客様から問合せがあり、所得状況届の送付先を代理人住所として申出していたにもかかわらず、所得状況届及び未提出者に対する勧奨文書を本人の住所へ送付したことで、所得状況届が未提出のため年金支払が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。所得状況届を提出いただき、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、別送対象者を一覧として整理し、送付時に必ず確認することを徹底しました。	1名	未払い
234	年金給付関係書類の作成誤り	通知書等の作成誤り	和歌山	事務センター	2014年 3月5日	2014年 3月27日	○お客様からの問合せにより、記録調査時の厚生年金加入記録や事業所の新規適用年月日の確認不足から、誤った被保険者記録照会回答票を作成し、年金の再計算に必要な仮計算書も送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。正しい回答票を作成しました。 ●担当部署において、記録調査時には被保険者記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
235		入力誤り	茨城	事務センター	2014年 11月6日	2014年 11月18日	○お客様から問合せがあり、年金裁定時に委託業者が入力を誤り、誤った氏名で年金証書が作成されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。正しい年金証書を作成し送付しました。 ●入力委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導するとともに、間違いやすい氏名などはマーカー等で注意を促すこととしました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額	
236	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	福岡	小倉南	2013年 3月15日	2013年 8月13日	○機構本部からの連絡により、お客様から提出いただいた年金相談・手続受付票が同じブースで相談された別のお客様あてに交付した書類の中に混入していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って交付した年金相談・手続受付票について、複数回にわたり返却を求めましたが応じてもらえませんでした。 ●担当部署において、相談開始時及び終了時の相談ブースの整理整頓や書類交付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
237		未処理・処理遅延	東京	武蔵野	2010年 1月6日	2012年 3月29日	○担当部署における未処理書類の点検により、年金記録が新たに判明したことに伴う老齢年金や再裁定申出書の勧奨を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承が得られました。裁定及び再裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、きれい化を促進するとともに書類の管理を徹底するよう周知しました。	7名	未払い	26,941,503	
238			長野	小諸	2009年 12月25日	2011年 8月1日	○担当部署における未処理書類の点検により、年金記録が新たに判明したことに伴う老齢年金や再裁定申出書の勧奨を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、裁定及び再裁定を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、倉庫内を整理し、書類の管理を徹底するよう周知しました。	30名	未払い	18,283,645	
239			北海道	札幌北	2014年 4月2日	2014年 8月1日	○担当部署における未処理書類の点検により、再裁定の勧奨漏れや障害厚生年金請求書及び未支給年金請求書等の処理漏れ、障害厚生年金請求書等の所在不明が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書等を機構本部へ進達し裁定や再裁定を行いました。所在不明となっていた請求書については再提出を案内し裁定を行いました。正しく年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、朝礼により再発防止の注意喚起を行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を周知徹底しました。	9名	未払い	26,222,500	
240			東京	新宿	2011年 7月6日	2013年 11月29日	○事務センター又は街角年金相談センターからの連絡や担当部署における未処理書類の点検により、通算老齢年金請求書や未支給年金請求書、再裁定処理票の機構本部への進達漏れ等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。書類を機構本部へ進達し、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、整理整頓を行い、書類の管理と受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	36,777	
241			宮崎	宮崎	2014年 3月26日	2014年 4月8日		3名	—	0	
242			愛知	名古屋西	2013年 3月11日	2014年 8月4日		1名	未払い	1,197,068	
243			千葉	船橋	2013年 12月6日	2014年 11月6日		1名	—	0	
244			鹿児島	鹿児島南	2007年 7月9日	2014年 3月19日		1名	未払い	74,374	
245			福岡	南福岡	2010年 9月7日	2013年 12月16日		1名	未払い	203,598	
246			福岡	南福岡	2010年 6月21日	2013年 12月16日		1名	未払い	533,336	
247			島根	浜田	2013年 11月27日	2014年 8月21日		○お客様からの問合せにより、再裁定処理票の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本部に書類を進達しました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,630,700
248			大阪	天王寺	2013年 9月6日	2014年 1月22日		1名	未払い	445,291	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響額内容区分	影響額
249	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	岩手	事務センター	2006年 12月頃	2014年 1月22日	○機構本部からの連絡又は担当部署における未処理書類の点検により、加給年金額加算開始事由該当届の機構本部への進達漏れや未支給年金請求書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。機構本部への進達及び処理を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	11名	未払い	1,491,919
250			東京	中央	2013年 3月8日	2013年 12月20日		2名	未払い	2,087,686
251	住所・支払金融機関変更届(口座番号)の入力誤り	入力誤り	大阪	事務センター	2014年 7月7日	2014年 8月15日	○お客様や金融機関からの問合せにより、入力委託業者による年金の振込先口座番号の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正処理を行い支払を確認しました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	263,666
252			東京	事務センター	2011年 9月頃	2014年 8月20日		1名	未払い	347,863
253			三重	事務センター	2014年 8月14日	2014年 10月16日		1名	未払い	19,533
254	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	青森	弘前	2000年 3月24日	2013年 7月22日	○機構本部からの連絡又は年金記録調査時の記録確認により、別人記録が混在した年金記録で、老齢年金や障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	50,634
255			大分	事務センター	2013年 8月頃	2014年 7月23日		1名	過払い	581,902
256			東京	世田谷	2004年 5月13日	2014年 4月9日		1名	過払い	71,800
257		確認・決定誤り	茨城	事務センター	2013年 9月12日	2014年 10月23日	○お客様からの問合せにより、本人の記録の可能性のある手帳記号番号が判明した際に、お客様への意思確認をすることなく基礎年金番号へ統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明したところ、統合の必要はないとの回答があったため訂正を行いました。 ●担当部署において、記録判明時の取扱いについてチェックリストによる確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
258			東京	事務センター	2014年 1月16日	2014年 6月18日	○企業年金連合会から連絡があり、厚生年金被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せの際に、訂正を必要としない期間について標準報酬月額を訂正していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録を補正する際の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	3,300

事務処理遅延等のブロック本部における公表一覧

整理番号	件名	誤り区分	ブロック本部	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
259	年金額の訂正手続の処理漏れについて	未処理・処理遅延	近畿	大阪	事務センター	2010年 ～ 2012年頃	2014年 11月18日	<p>○事務センター内の書棚において、年金額の訂正手続が行われず処理が遅延している「要再裁定者リスト」があることが判明しました。</p> <p>●お客様から必要な書類を提出いただき、訂正手続が完了したものが257件、お客様から書類を提出いただき処理を進めているものが63件、残り81件についてはお客様に書類の提出をお願いする等対応を進めています。</p> <p>●平成24年から事務処理方法を変更し、あらかじめ額の訂正についてもお客様から必要な書類を提出していただいたうえで、年金記録を訂正し年金額の訂正手続を行う事務処理方法に変更していますので、現在はこの様な事態は発生しません。引き続き適切な管理に努めてまいります。</p>	401名	整理中	整理中

※お客様に相当の影響を与える恐れのある事務処理遅延等について、事務処理の完了を待たずに、個別報道発表案件として影響のある地域においても公表しました。

日本年金機構の平成27年1月分のシステム事故等一覧

整理番号	件名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	農林共済年金の移管にかかる平成24年分年次源泉徴収票の通知誤り	2013年1月22日	2013年1月22日	<p>○農林共済年金の退職年金と退職共済年金を併給されているお客様について、いずれか一方の年金に再裁定が行われた場合、平成24年度源泉徴収票の支払金額が誤って出力されていたことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した源泉徴収票を送付しました。</p> <p>●農林共済年金の移管時に発生した不具合事象については台帳で一元管理し、同様の開発案件で活用し再発防止を図ることにしています。</p>	2名	—	0
2	農林共済年金の移管にかかる平成24年分年次源泉徴収票の通知誤り	2013年1月10日	2013年1月30日	<p>○農林共済年金の原簿移管の過渡期(平成24年3月)に65歳到達されたお客様について、平成24年度源泉徴収票の支払金額が誤って出力されていたことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した源泉徴収票を送付しました。</p> <p>●農林共済年金の移管時に発生した不具合事象については台帳で一元管理し、同様の開発案件で活用し再発防止を図ることにしています。</p>	25名	—	0
3	過年分源泉徴収票の通知誤り	2010年1月4日	2013年2月28日	<p>○再裁定により過去分の年金額に変更があった一部のお客様について、訂正用の過年分源泉徴収票の支払金額が誤って出力されていたことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい過去分源泉徴収票を送付しました。</p> <p>●今後、確認作業を徹底することにより再発防止を図ることにしています。</p>	10名	—	0
4	過年分源泉徴収票の通知誤り	2010年10月1日	2013年6月17日	<p>○住民基本台帳ネットワークからの情報に基づいて死亡情報が確認されたお客様について、作成されるべきでない過年分源泉徴収票が誤って送付されたことが判明しました。</p> <p>●照会のあった施設担当者にお詫びのうえ返送をお願いしました。</p> <p>●今後、誤作成を抑制するようシステム変更を行いました。</p>	1名	—	0
5	ねんきん定期便の出力不具合	2013年11月5日	2013年11月7日	<p>○ねんきん定期便作成時において、年金の加入期間が制度間で重複している場合、ねんきん定期便には年金見込額を計算せず、また、「#」を付すこととしていますが、「#」が出力されていない事象が判明しました。</p> <p>●事象を説明のうえ、該当するお客様へは「年金見込額が出力されない理由」等を説明しました。</p> <p>●プログラム修正を行いました。</p>	75名	—	0
6	電子申請システムに係る電子公文書エラー	2013年7月30日	2013年11月5日	<p>○お客様が電子申請を行い、電子決定通知書を希望した場合は、電子決定通知書を作成するとともに、電子署名を付与したデータをお客様へ送信しています。お客様がその送信されたデータについて、e-Gov(総務省窓口システム)を利用して決定内容を確認したところ、内容が正常であるにもかかわらずエラー表示がされました。</p> <p>●正しい電子署名を付与した決定通知書を再作成のうえ、正しい決定通知書をお客様へ郵送しました。</p>	33名	—	0